

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和6年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>※申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、子ども子育て支援システムに取り込む場合を含む。</p> <p>○資料の提供等(法第16条関連)</p> <p>○教育・保育給付認定の申請、変更、取消(法第20条、第22条、第23条、第24条関連) [電子申請システムによる申請を含む。]</p> <p>○子どものための教育・保育給付の支給(法第27条、第28条、第29条、第30条関連)</p> <p>○施設等利用給付認定の申請、変更、取消(法第30条の5、第30条の7、第30条の8、第30条の9関連)</p> <p>○施設等利用給付の支給(法第30条の11関連)</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業に関する事務(法第59条関連)</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 電子申請システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番94
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	赤穂市教育委員会こども育成課
②所属長の役職名	こども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市教育委員会 総務課 TEL (0791)43-6857
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市教育委員会 こども育成課 TEL 0791-43-7065

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○支給認定の申請、変更、取消（法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連）	○支給認定の申請、変更、取消（法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連） [電子申請システムによる申請を含む。]	事前	
平成29年7月10日	I - 1 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 電子申請システム サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 山本 伊津子	こども育成課長 一二三 修司	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成28年4月30日時点	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成28年4月30日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二項番 116 2. 情報提供の根拠 なし	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第59条の2	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども育成課長 一二三 修司	こども育成課長	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月30日時点	平成29年4月30日時点	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月30日時点	平成29年4月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月30日時点	令和1年5月17日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月30日時点	令和1年5月17日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月17日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月17日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和3年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれによる変更
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年6月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○資料の提供等(法第16条関連) ○支給認定の申請、変更、取消(法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連) [電子申請システムによる申請を含む。] ○都道府県による援助等(法第25条関連) ○施設型給付費及び地域型保育給付費の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び所得の把握(法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連) ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収(法附則第6条関連)</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>※申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、子ども子育て支援システムに取り込む場合を含む。</p> <p>○資料の提供等(法第16条関連) ○教育・保育給付認定の申請、変更、取消(法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連) [電子申請システムによる申請を含む。] ○子どものための教育・保育給付の支給(法第27条、第28条、第29条、第30条関連) ○施設等利用給付認定の申請、変更、取消(法第30条の5、第30条の7、第30条の8、第30条の9関連) ○施設等利用給付の支給(法第30条の11関連) ○地域子ども・子育て支援事業に関する事務(法第59条関連)</p>	事後	マイナポータルを介しての電子申請サービスサービスの開始に伴う変更
令和5年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 電子申請システム サービス検索・電子申請機能	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 電子申請システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	マイナポータルを介しての電子申請サービスサービスの開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第59条の2	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 116の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第59条の2の2	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども子育て支援法(平成24年法律第99号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>※申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、子ども子育て支援システムに取り込む場合を含む。</p> <p>○資料の提供等(法第16条関連) ○教育・保育給付認定の申請、変更、取消(法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連) [電子申請システムによる申請を含む。] ○子どものための教育・保育給付の支給(法第27条、第28条、第29条、第30条関連) ○施設等利用給付認定の申請、変更、取消(法第30条の5、第30条の7、第30条の8、第30条の9関連) ○施設等利用給付の支給(法第30条の11関連)</p>	<p>子ども子育て支援法(平成24年法律第99号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>※申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、子ども子育て支援システムに取り込む場合を含む。</p> <p>○資料の提供等(法第16条関連) ○教育・保育給付認定の申請、変更、取消(法第20条、第22条、第23条、第24条関連) [電子申請システムによる申請を含む。] ○子どものための教育・保育給付の支給(法第27条、第28条、第29条、第30条関連) ○施設等利用給付認定の申請、変更、取消(法第30条の5、第30条の7、第30条の8、第30条の9関連) ○施設等利用給付の支給(法第30条の11関連)</p>	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>子ども子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 電子申請システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム</p>	<p>子ども子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 電子申請システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム ガバメントクラウド</p>	事前	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年4月1日時点	事後	